

4 税金

自動車税(種別割・環境性能割)

軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

(注)下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

障がい者の方が4月1日現在または新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車等について、次により自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免が受けられる場合があります。

障がい種別		所有者(納税義務者)	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人	本人または同一生計者
	18歳未満	本人または同一生計者	同一生計者
知的障がい者 精神障がい者		本人または同一生計者	本人または同一生計者
身体障がい者および知的障がい者、精神障がい者のみで構成される世帯の障がい者		本人	障がい者を常時介護する方

○障がい程度

障がい区分		本人運転	同一生計者運転
身体障がい	視覚	1級、2級、3級、4級	1級、2級、3級、4級
	聴覚	2級、3級	2級、3級
	平衡	3級	3級
	音声	3級(ただし喉頭摘出した者のみ)	—
	上肢	1級、2級	1級、2級
	下肢	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
	体幹	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
	脳原性上肢	1級、2級	1級、2級
	脳原性移動	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
	内部	1級、3級	1級、3級
	免疫	1級、2級、3級	1級、2級、3級
	肝臓	1級、2級、3級	1級、2級、3級
知的障がい	A1、A2	A1、A2	
精神障がい	1級	1級	

- (1) 所有者(納税義務者)とは、車検証上の所有者欄(ローン契約等で所有権が自動車販売店等に留保されている場合は使用者欄)に氏名が記載され、軽自動車税(種別割)、環境性能割、自動車税(種別割)の納税義務者となっている方です。
- (2) 自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免される税額には限度額が設けられています。
- (3) 申請は毎年行う必要はありませんが、次の場合には新たな申請や届出等が必要となります。
 - ① 減免対象となっている自動車が障がい者の方のために使用されなくなったとき。
 - ② 障がい者手帳を有する方が亡くなったとき。
 - ③ 住所・氏名の変更、障がい者手帳の記載内容の変更、運転者の変更、自動車(買い替え等)や登録番号(ナンバープレート)の変更等、減免申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (4) 減免の対象となる自動車は障がい者一人に対し1台のみです。
- (5) 自動車の構造が障がい者の利用に供するために改造された自動車についても減免になる場合があります。
- (6) 障がい程度については、個別判定による級別により判断します。
- (7) 軽自動車税(種別割)の減免は、原動機付自転車等の二輪自動車も減免の対象です。

○持ち物 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、減免を受けようとする自動車の車検証、運転される方の運転免許証、納税義務者ご本人の口座振込先が確認できるもの(注1)、納税義務者の個人番号カード又は通知カード(注2)、同一生計証明書等(注3)

(注1)納税後の申請で還付が生じる場合のみ必要です。

(注2)通知カードは廃止日(令和2年5月25日)以降、記載内容に変更がない場合に限りです。

(注3)所有者(納税義務者)又は運転者が生計を一にする方又は常時介護する方である場合は、同一生計証明書等による証明が必要です。証明書は障がい福祉課、こども福祉課、西部福祉課で発行します。

○申込期限

- ・ 自動車税(種別割) 自動車税(種別割)の納期限
年度途中で手帳を交付された場合、交付年月日から 30 日以内
年度途中で自動車を購入した場合、登録した日から 30 日以内
- ・ 軽自動車税(種別割) 軽自動車税(種別割)の納期限
- ・ 環境性能割 自動車を登録する際又は登録した日から 30 日以内

○窓口 (1)自動車税(種別割)、環境性能割について

中信県税事務所 電話40-1905 FAX47-7820

(2)軽自動車税(種別割)について

松本市役所市民税課 電話33-4218 FAX36-9345

所得税、市民税・県民税に関する所得控除

自己、自己の同一生計配偶者又は扶養親族が、障がい者(児)に認定された年分の所得税(市民税・県民税は翌年度)から、所得控除(障害者控除)が受けられます。

区分	障がい程度	
普通障害者控除	身体障がい	3級・4級・5級・6級
	知的障がい	B1・B2
	精神障がい	2級・3級
特別障害者控除	身体障がい	1級・2級
	知的障がい	A1・A2
	精神障がい	1級
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、自己または自己の配偶者もしくは、自己と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者	

(注1)身体障害者手帳等を交付されていない方でも所得控除が受けられる場合があります。

(注2)控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、年末調整のいずれかの手続きが必要です。

詳しくは松本市役所市民税課までお問い合わせください。

- 窓口 (1)所得税 松本税務署(国税局電話相談センター)
電話32-2790 音声ガイダンス1番
- (2)市民税・県民税 市民税課 電話34-3232 FAX36-9345
- (注3)給与所得者は所得税、市民税・県民税ともに勤務先の給与担当

利子等の非課税(障害者マル優)

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた小額貯蓄および小額公債について、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の受給者
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給者

- 窓口 銀行、証券会社等

相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 松本税務署(国税局電話相談センター) 電話32-2790 音声ガイダンス1番

贈与税の非課税

特定贈与信託を利用することで、贈与税の一定額が非課税となります。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 信託銀行等

